

稚内市中小企業振興助成金（新規創業者支援事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第1号に掲げる基本方針に基づき、地域経済の活性化及び雇用の確保を図るため、市内で創業する際に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（新規創業者支援事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）創業 次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により届出をした場合に限り、イに掲げるものを除く。）。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

（2）地域経済団体 稚内市中小企業振興基本条例第2条第2項第2号に規定する地域経済団体をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（1）稚内市内において創業をすること（公共床において創業する場合を除く。）。

（2）稚内市内に住所を有する個人であること。

（3）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された創業支援等事業計画に基づいて、創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者（創業日以後1年以内に当該証明書の交付を受ける予定の者を含む。）であること。

（4）地域経済団体への加入を予定していること。

（5）出店後、3年以上継続して営業できる見込みがあること。

（6）おおむね週5日程度、20時間以上営業するものであること。

（7）事前に稚内中小企業相談所が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有している者として、推薦を得ていること。

（8）市税等の滞納がないこと。

（9）市内に事業所を有する施工業者により、店舗の改修を行う者であるこ

と。ただし、改修を行わない場合及び特殊な内外装の施行等を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

(1) 別表第1に定める非対象業種以外の業種及び別表第2に定める非対象営業以外の営業を行おうとする者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に關係する者であること。

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であること。

(4) 国、道、市等の他の助成制度の適用を受けていること。

(5) 既にこの要綱に基づく助成金を受けていること。

(6) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする事。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業は、助成対象者が稚内市内における創業をするために、次の各号のいずれかに該当する融資を受ける事業（以下「助成対象事業」という。）とする。

(1) 国又は地方公共団体が実施する創業に係る融資

(2) 政策金融機関が実施する創業に係る融資

(3) 民間金融機関が実施する創業に係る融資

(4) 公共的団体が実施する前3号に掲げる融資に準ずる融資

（助成対象経費）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、創業に要する経費のうち、土地及び建物（本人、配偶者又は3親等内の親族が所有する土地及び建物を除く。）の賃借料（敷金、礼金、駐車場使用料、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸経費を除くものとする。）並びに初期設備費、建物取得費その他市長が特に必要と認める経費（以下「初期設備費等」という。）とする。

（助成金の交付額等）

第6 助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

(1) 土地及び建物賃借料 1月あたりの土地及び建物賃借料の2分の1以内の額であって、5万円を超えない額とする。

(2) 初期設備費等 初期設備費等の2分の1以内の額であって、50万円を超えない額とする。

2 土地及び建物賃借料に係る助成金の助成期間は、最長6月とする。

(交付の申請)

第7 助成金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の創業計画書（これに準ずる創業計画書を含む。）を稚内中小企業相談所へ提出し、別記第2号様式の推薦書の交付を受けた後でなければ、助成金の申請をすることができない。

2 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号）第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 稚内中小企業相談所が発行する推薦書（発行から6月以内のものに限る。）

(2) 別記第1号様式の創業計画書（これに準ずる創業計画書を含む。）の写し

(3) 特定創業支援等事業を受けた旨の証明書の写し（創業日以後1年以内に当該証明書の交付を受ける予定の者にあつては、別記第3号様式の誓約書）

(4) 創業に係る融資が決定していることを確認できる書類

(5) 土地及び建物の賃貸借契約書の写し

(6) 見積書の写し、図面、改修等前の現況写真等（初期設備費等に係る助成金を申請する場合に限る。）

(7) 住民票の写し

(8) 市税等を滞納していないことを証明する書類

(9) 店舗の位置図

(10) 別記第4号様式の事前着手理由書（第8ただし書の規定の適用を受けようとする場合に限る。）

(事業の着手時期)

第8 事業の着手時期は、稚内市補助金等交付規則第7条第1項及び第2項の規定による交付の決定があつた日以後でなければならない。ただし、事業の性質その他のやむを得ない事由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

(実績報告の提出)

第9 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 助成期間の土地及び建物賃借料の支払領収書の写し

(2) 初期設備費等に係る支払領収書の写し及び完工写真

(3) 法人の登記事項証明書若しくは定款又は税務署等へ提出した開業の届出書その他事業内容が確認できる書類

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内

市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成 17 年稚内市訓令第 7 号）に定めるところによる。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 関係） **【別添】**

別表第 2（第 3 関係） **【別添】**

別記第 1 号様式（第 7 関係） **【別添】**

別記第 2 号様式（第 7 関係） **【別添】**

別記第 3 号様式（第 7 関係） **【別添】**

別記第 4 号様式（第 7 関係） **【別添】**